

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 247 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	エンペラー
	主たる営業所が所在する市区町村	鈴鹿市
処 分 年 月 日	令和 8 年 1 月 19 日	
処 分 内 容	営業の停止 (令和 8 年 1 月 19 日から同年 2 月 17 日までの 30 日間)	
処 分 理 由	累積点数	
根 拠 法 令	法第 23 条第 1 項 同法施行令第 5 条第 1 項第 2 号	
処分を行った公安委員会	三重県公安委員会	